

第四十三回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十六号

昭和三十三年三月十三日(水曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 逢澤 寛君

理事小川 平二君 理事岡本 茂君

理事首藤 新八君 理事白濱 仁吉君

理事田中 武夫君 理事板川 正吾君

理事中村 武八君 理事松平 忠久君

理事浦野 幸男君 理事野村 太郎君

理事海部 俊樹君 理事笹本 一雄君

理事神田 博君 理事田中 龍夫君

理事齋藤 憲三君 理事山手 満男君

理事田中 榮一君 理事小林 ちづ君

理事林 博君 理事早稲田 柳右門君

西村 力弥君

出席政府委員

内閣法制局参事 吉国 一郎君

官(第三部長)

通商産業政務次 廣瀬 正雄君

官

通商産業事務官 川出 千速君

(鉱山局長)

委員外の出席者

通商産業事務官 馬場 一也君

(企業局立地政 策課長)

通商産業事務官 吉光 久君

(鉱山局長)

三月十三日

委員久保田豊君辞任につき、その補

欠として加藤清二君が議長の名で委

員に選任された。

同日

委員加藤清二君辞任につき、その補

欠として久保田豊君が議長の名で委

員に選任された。

本日の会議に付した案件

金属鉱物探鉱融資事業団法案(内閣提出第八三三号)

○逢澤委員長 これより会議を開きま

す。金属鉱物探鉱融資事業団法案を議題

とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを

許可いたします。松平忠久君。

○松平委員 金属鉱物探鉱融資事業団

法案について、若干の質問をしたいと

思います。

第一にお伺いしたいのは、日本の鉱

山会社というものを大いにと中小に

分けて、そこでおよそ今度の事業団法

というものが対象にしておる鉱種の探

鉱をすると思われる会社はいくつあ

つて、そうして今までの探鉱費という

ものは、この四、五年來のことを平均し

まして、年々幾らくらい使っておるの

か、そのことをまず伺いたいと思うの

探鉱というふうに考えておる次第で

ございます。

それから大手と中小鉱山のお話で

ございますが、いわゆる大手と申します

のは、二十社近い数かと思えます。新

鉱床探査費補助金制度がございませ

うが、これは中小鉱山に対して出されてお

りますけれども、鉱山の数にして二百近

い鉱山に新鉱床探査費補助金は出てお

るわけでございませう。企業の数にいた

しまして、ちょっと私今数字を持って

おりませんが、鉱山の数は二百近い

数でございませう。

それから次に、探鉱融資事業団の対

象にしておる金属鉱物の範囲でござい

ますが、これは省令で定めることに

なっております。銅、鉛、亜鉛を中心

にして省令で定める方針にしております

す。銅、鉛、亜鉛につきましては、大

体生産量にいたしまして八割近いもの

が大手かと思えます。

○松平委員 その七十億が大体の大

まな探鉱費というのですが、聞き落

したのですけれども、それは大手だけ

のものですか、中小全部含めてのもの

であるかどうか。

○川出政府委員 大手、中小、あら

ゆるものを全部含めてでございます。

○松平委員 その四〇%というもの

が、いわゆる今度のこの法律の規定し

ておるところの探鉱である、こういう

ふうにお答えになったと思ふのです

が、そうすると、二十八億ということ

になるわけですね。その二十八億のう

ちで、中小は二百あり、大手は二十

社だと言ったけれども、この二十八億

の大体そういう法律が対象としてお

るころの探鉱をやっておる金額の中

で、どういふふうに分かれております

か。

○川出政府委員 銅、鉛、亜鉛に

いたしまして、七十億のうちの、約五

十億近いものが銅、鉛、亜鉛でござ

います。そのうち、三十億がいわゆる

大手でございませう。大手のうち、か

りには四割というものが新鉱床である

とすれば、三十億のうち四割がいわゆ

る新鉱床の探鉱ということになるわけ

であります。しかし、探鉱融資事業

団の融資につきましては、全く新しい

ものを探すという探鉱ではなくて、す

でにある程度推測をされておるものを

さらに明らかにするということも、対

象にいたすつもりでおるわけでござ

います。

○松平委員 そうすると、今の事業

団の事業の探鉱というものは、新しい

鉱床の発見のための探鉱と、そうじゃ

なくて、今までやりかけておったとい

うようなものに対する融資、この二本

立

でいく、こういうことですか。

○川出政府委員 全く新しいもの

ではなくて、ある程度推測がありそ

うである、しかし、それがどの程度に

あるのか、あるいは品位がどうい

う状態になっておるのか、確認でき

ないものを含めるつもりでございま

す。

○松平委員 それ約七十億あるとい

うことになる、この十三億と二億、

中小の方へ補助金として三億、融資

と

で十三億ということになるわけなん

だけれども、それだと、七十億のうち

のぐくわすか、四分の一と五分の一の

間くらいになる。これは聞かるところ

によると、当初その七十億の半分くら

いはやろうというお考えであつたよう

に思ふけれども、それがやっぱり今ま

での

過程においてこれだけ縮まってきた

た、こういうことですか。

○川出政府委員 探鉱融資事業

団の融資の規模は、三十八年度は、た

だいまのお話の十三億のほかに資本金

の二億も含めまして、十五億の運用

をいたすつもりでございませう。そ

のほかに三億の補助金があるわけでござ

います。予算を要求しました当時は、

三十億近いものであつたわけでござ

います。それからいまして、なるほど

御指摘のように数字は小さくなつて

おります。

○松平委員 それから中小の方へは

融資しない。つまり補助金を出して

探鉱する方へは、融資はしないのです

か。

○川出政府委員 これは融資事業

団法ではそういう制約はいたしてない

わけ

でございまして、金属鉱物に対して

探鉱融資をするということになつて

おりますが、運用をいたしましては、

三十八年度は金額も少のうございま

す。その辺はきめておるわけでは

ございませう。大手を中心に考えて

おる次第でございませう。

○松平委員 それは業務方法書か

何かでそういうふうにするのか、ある

いは通産省の行政指導か何かで

そういうふう

に

な

る

か

か

か

か

か

うに中小には遠慮してもらおうというようにするのか。同時に、これはことしはというお話であったが、しからは、来年以降になっても、なおかつ、大手を主とするということであるかどうか。その辺の腹がまえはどうですか。

○川出政府委員 今の問題は、行政運用の方針ではございませんで、業務方法書で定める事項になっておるわけでございませう。鉱業審議会の答申によりまして、その辺は、必ずしも中小鉱山に對する融資を認めないという答申ではございませうので、法律もそのようにできておるわけでございませう。三十九年度以降、その点は検討したいと考えておる次第でございませう。

○松平委員 業務方法書でそういうふうにきめるとおっしゃったが、原則であつて、例外というやうなものもこれは認めない、中小には一切やらない、こういうことなんですか。それとも、補助金をもらった中小の鉱山会社に対しては融資をしないというのであるか。その辺はどうですか。

○川出政府委員 その辺は、中小鉱山には絶対に出不きという方針を現在きめておるわけではございませうので、もう少し実態を調査したいと思つております。

○松平委員 しかし、この予算を要求し、こういう法案を出してきた。法案の建前からいふならば、これはもうどの鉱山にもやつていく建前になつておるけれども、予算の額が少なくなつたということ、今のようなまだ中途半端な考えを持つておるのは、おかしいと思ふのです。この点は、今の段階においてやはりつきりあなたの方の態度というものがあつてしかるべきだと

思ふのだけれども、どうですか。

○川出政府委員 業務方法書の内容につきまして、この法案の御審議と同時に実は事務的に検討を加えておるわけでございませうが、先生のたゞいま御指摘の点を含めまして考慮したいという方向で検討しておるわけでございませう。

○松平委員 私の言つてゐることを参考にして考慮したいというのは、中小にもある程度はやるという方向なのか。それとも、中小はことしは全然やらないという方向なのか。そこなんだよ。つまり中小にもある程度やるというのか、あるいは全然やらないというのか、そこらのところの考えというものは、一体どうなつておりますか。

○川出政府委員 全然やらないという方針ではないという方向で考えております。

○松平委員 それでは例外もあるという、こういうことですか。——その点はいいとして、探鉱で失敗しちやつて、たとへば新しいところをやつてみたけれども、軽くやつてもこれはなかなかうまくいかなくて、全然何も出てこないという場合で、たとへば五千万円なら五千万円借りて失敗したという場合は、これもやはり融資ということだから返さなければいかぬ。まるまる返すのか、あるいは幾分なくしてもいいのか、あるいは利息を負けてやるのか、そこらのところは、だれがおきめることになるのです。業務方法書でそういうことをきめるのか、あるいは運営上そういうふうにするという場合もあり得るというのか、そこらはどうですか。

○川出政府委員 これは融資でございませうから、業務方法書で融資条件等の

細目はきめることになつておりますが、融資であります以上、業務方法書に、初めから、そういう場合には負けるか、あるいは金利を免除するとかいうことは、これは明示できない問題でございまして、探鉱融資事業団が現実に設立されまして、その事業団の運用の問題になるのではないかと私は思つております。

○松平委員 そこで、事業団というものは、理事長や理事、監事とありますけれども、職員は大体どのくらいのもので、この事業団を運営していくのにどのくらいの経費を予想しているのです。それから理事長や理事、監事の月給は幾らにきめておるのですか。

○川出政府委員 探鉱融資事業団は、ごく簡素な形で充足したいと考えておる次第でございませう。従つて、この役員は、法案にもございませうに、理事長一名、理事二名、ほかに監事が一名という、事業団としては最小の規模でございませう。

なお、職員でございませうが、これは、役員を含めまして十五名以内程度を考慮しておる次第でございませう。ほかの事業団の例によりますと、人件費は一人当たり百三十万円ぐらいだそうでございませうので、かりにそれをとるといたしますと、約二千万ぐらいになるかと思ひます。

なお、役員の俸給については、現在まだ私は承知してないわけですが、いまして、今後、ほかの事業団との関連においてきめることになるかと思ひます。

○松平委員 ほかの事業団のそういう役員は幾らになつておるか、官房長から……。最近それが非常に問題になつ

てゐるわけだ。いろいろな何とか事業団、何とか公団ができて、どうも少し月給が高過ぎる。国家の金でかすりをとつてやつてゐる機関だけれども、それがあまり高給をはむというところは困るということもある。それをちよつと伺いたいと同時に、収入ですね、この事業団の収入は、一体幾らに見込んでおるのか。

○川出政府委員 実は事業団その他の役員報酬がどのくらいになつてゐるか、私、そちらの方の専門でございませうので、ここではつきり申し上げられないわけではございませうが、それから収入の方でございませうが、これは貸付金利を七分五厘程度と考へておりますが、資金運用部から借り入れる利息は六分五厘でございませうので、十三億につきましては、年率ベースに直すと一分というところになるわけだ。それから出資の方は、無利子の資金でございませうので、七分五厘に回しますと、二億の金額が七分五厘に回るといふことでもあります。ただし、初年度は、発足するのでも四月早というところにはおそろくならないと思ひますし、貸付の金額も、十五億を一年間貸すわけではございませう。だんだん貸していく、それから利息の収入もずれて入ってくるということで、初年度は収入は少ないだらうと思ひます。しかし、平年度になれば、今言ひましたような計算で、約二千八百万円になります。

○松平委員 今、開発銀行の一番低利の融資は幾らです。六分五厘でなかつたかね、たとへば電力とかそういうものは。

○川出政府委員 開発銀行の融資で一

番安いのは、海運とかあるいは石炭とかの六分五厘であつたかと思ひます。

○松平委員 そこで伺ひたいのは、この融資事業団の構想というものが通産省で出されたときに、大蔵省は、それは開発銀行でやつたらいいじゃないか、こういうことを言われ、当初理財局等で反対をしたというのを承つてゐるわけだが、その反対がなくなつて、今度の法案の提出ということになつたわけだと思ふので、開発銀行で一番安いのは、六分五厘だということ、金融ベースに乗らないというか、あるいは非常に見通しの困難な探鉱事業というものに貸すのに、開発銀行の六分五厘ではなくて、七分五厘だというのは、これは私はおかしいのじゃないかという気がするんだ。当然開発銀行の最低の六分五厘でしかるべきではないかと思ふのだけれども、一体どういふわけがそれが主張できなかつたか。向こうが開發銀行でおやりになつたらどうかといふときには、六分五厘といふことを予定したかどうか知りませんが、当初皆さんが大蔵省と折衝した過程においてそういう利息であつたかどうかかわからないけれども、しかし、開發銀行でおやりになつたらどうか、そのときは六分五厘だといふならば、むしろこれをつくらずに、六分五厘の方が有利ではなかつたかという気がするのですが、その経過は、どういふふうに変化したのですか。

○川出政府委員 開發銀行の話は、初期において出たことは事実でございませうが、こういうあぶない金融を開發銀行でやるのは絶対にごめんである。これは金融の対象にならない、開發銀行

は設備金融をしておるわけでござい
ますという意向があったように聞いてお
るわけでございます。

なお、金利の点につきましては、こ
れは鉱業審議会の答申にもございま
すように、長期かつ低利という点から見
ますと、六分五厘の方が低利でござい
ますので、好ましいとは思いますが、
現在の探鉱融資事業団は、出資が二
億、借り入れが十三億になっておりま
すので、そういう点からむずかしいわ
けでございします。しかしながら、探
中の資金援助につきましては、現在ま
わりの金は事実上全然つかないわけ
でございします。政府からの援助も
探鉱補助金はございしたけれども、
そのほかの資金援助というものは、い
かなる金融機関からも探鉱には融資で
きない建前になっておりますので、な
かったわけでございしますから、その点
につきましては、相当の進歩が見られ
たと私は考えております。

○松平委員 それは理屈だろうと思
うのです。だけれども、今あなたもお
っしゃったように、開発銀行ですら、こ
れは金融の対象にはならないだろう、
こういうことを言って断わられたとい
うわけであるから、かなり利息を安く
しなければいけません。ただ、これ
も、全体の資金量というものが限られ
ておるから、利息はそれだけ取らなく
ちやならぬというお答えだが、これは
法律の趣旨、つまりこの事業団とい
うものの趣旨から考えると、かなりそ
うな問題があるような気がします。つ
まり予算の中で支出を非常に少なく
する、そういうお考えのようだが、そ
れは大へんけつこうだが、支出を少な
くして、利息を安くしていくという

ことにする、あるいはもう少しこれ
をふやしていく、そして利息を安く
する、何かそういうふうにしなけれ
ば、この趣旨に合わないような気が
します。今すぐということではない
が、事業団の予算の編成にあたって
は、そういうことを考えられるだろ
うし、また、次年度においてはさらに
それを考えていかなければならぬと思
うのですが、その辺の気持は、どうい
うお気持ですか。

○川出政府委員 先生のおっしゃる
通りでございまして、次年度以降考慮
したいと考えております。

○松平委員 それは融資事業団であ
るから、初めの構想と違ってきたわけ
です。自分から探鉱するということ
は、きかないという建前になってお
るのです。そのことは、ほかの国の
探鉱事業と非常に違うような気が
する。理想的に言うならば、やはり自
分もある程度探鉱できるということ
になっておらぬといかぬだろうと思
うのです。そこで地質調査所の今
度の八千万円についておるところで、
これとの関係というものが問題にな
って来ると、これとの関係という
ものです。地質調査所の今度の八
千万円というのは、説明によると、
探鉱の密集しておるようなところ
について、ボーリング等をして、そ
うして探鉱もあわせてやるような
新しい構想で八千万円というものが
いておる、こういうわけなんです。
そうすると、それは鉱山局長であ
るあなたと、地質調査所の仕事と
の関連というものは、どういふ
ふうなもので、どういふふうにな
って来ると、地質調査所は工業技
術院の所管であるが、鉱山局長は、
これに対して規制ができるのか、指
令や何か出すこと

とができるのか、法的にはどうい
ふふうになっておりますか。

○川出政府委員 法的に規制する
ことが、そういう関係はないわけ
ですが、同じく通商産業省内部の
機構でございまして、密接に連絡
をとっていくわけでございします。

なお、現在の鉱業審議会の前身は
地下資源開発審議会でございして、
これは名前を変えたわけでござい
ます。地下資源開発審議会は、む
しろ技術的な探鉱方面を審議する
機構でございします。

○松平委員 新しいところですか
から、鉱業権者のないところも
ないと思ひますが、そういう場合
のことを私はお尋ねしておるの
です。

○川出政府委員 実際問題といた
しましては、現在、ほとんどの
産銅地帯、あるいは鉛、亜鉛地帯
には、鉱業権が設定されておる
のが現状でございします。全然
鉱業権のないところにも、
発見されたら、それは現在の法
制では、新たに鉱業権を取得した
人が開発をするということにな
るのかと思ひます。

○松平委員 今の地質調査所で、
鉱業権のないところ、あるいは
鉱業権があるけれども全然手をつ
けていないようなところ、非常に
大きな鉱脈が出てきたという
ような場合、日本の鉱業法
のいわゆる先願主義のあの建前
というものについて、私は疑問
を持っております。鉱業法自身
も改正しなければならぬと思
ひます。たとえ、スエーデン
のように、地質調査所が発見
した場合には、鉱業権を持って
おる地域に、その半分の鉱業
権は国家が金を出してやるの

下資源の探査に関連する部分も調査
するように八千万円の予算が今
回ついたのであります。しかしな
がら、これはやはり相当一般的
な調査でございまして、それによ
ってまたまた鉱物が発見される
こともあるかと思ひますが、
目的は、どの地帯に鉱物がある
かという一般的な調査に重点が
おかれておるわけでありまして、
たまたま鉱物が発見されました
ら、その鉱業権者が開発するとい
うことになるかと思ひます。

○松平委員 新しいところですか
から、鉱業権者のないところも
ないと思ひますが、そういう場合
のことを私はお尋ねしておるの
です。

○川出政府委員 実際問題といた
しましては、現在、ほとんどの
産銅地帯、あるいは鉛、亜鉛地帯
には、鉱業権が設定されておる
のが現状でございします。全然
鉱業権のないところにも、
発見されたら、それは現在の法
制では、新たに鉱業権を取得した
人が開発をするということにな
るのかと思ひます。

○松平委員 今の地質調査所で、
鉱業権のないところ、あるいは
鉱業権があるけれども全然手をつ
けていないようなところ、非常に
大きな鉱脈が出てきたという
ような場合、日本の鉱業法
のいわゆる先願主義のあの建前
というものについて、私は疑問
を持っております。鉱業法自身
も改正しなければならぬと思
ひます。たとえ、スエーデン
のように、地質調査所が発見
した場合には、鉱業権を持って
おる地域に、その半分の鉱業
権は国家が金を出してやるの

だ。そうしてあとは鉱業権者が持
つというふうにする建前が、ス
エーデンの鉱業法なんだけれど
も、地下資源全般の考え方として
、日本の現在の鉱業権の設定の
方法というものは、どうもふに
落ちない点がある。むしろス
エーデンのような工合に、半
分は国の所有になって、それを
開発するときは、国から今度は
鉱業権を買わなければならない
というふうにした方が、地下資
源というものが、何か公平な措
置ではなからうかと思うので
すが、横道にそれたけれども、
鉱業法の改正という点に
ついてはどういうふうにお考
えになるか。

○川出政府委員 鉱業法の改正は、
現在政府内部で審議をしてお
りまして、先願主義に若干の修
正は加える点があるかと思ひ
ますが、ただいま御指摘の
ような内容には、実はな
っていないわけでございます。
もし政策上そういうことが
必要であるというところにな
りますと、これは鉱業法は
鉱業法、政策上必要な立法
は立法ということで、別個
にそういう措置をとらなければ
ならない問題ではないかと思
ひます。

○田中(武)委員 関連して。今
の松平委員の質問と局長の答
弁を聞いておいて、ちょっと
関連してですが、鉱区とし
て持つところであつたときに
は、鉱区にないけれども、そ
うでなく、鉱区の設定してい
ない場所において地質調査
所が発見した場合、その所
有権はどっちへいくのか、こ
ういふこととです。そうす
ると、特別に鉱業法等で規
定がなければ、民法の無主物
先取ですか、だれも持ってい
ないものは、先に探した者が
勝つ、こうした観念

なつてやらせるということにしなければならぬと思うのです。現にフランスがやっていることはみなそうです。フランスの地質調査所を中心に、そこへ業者からのいろいろなあれを集めて、スタッフを集めて、それが探鉱事業団として年七十億も使つてやつておる。こういうやり方を使つてゐるのです。それで非常に權威のある技術者をそこに置いておる。千五百人も使つてゐるわけなんです。そういう方法でいくべきではないかというふうに私は思います。その点についてのやり方は、将来検討を加える必要があると思うのです。そういうことでいわばくさびを打ち込んで、それで融資団からだんだん事業団に仕立てていく、そして事業が

要があるんじゃないかと思ひます。
それから同時に、北海道地下資源、
これもこの中に一緒にしてしまふ必要
がありやしないか。この前大蔵大臣と

話をしたときには、大蔵大臣は、この北海道地下資源と一緒にしたいというような構想だということを言っていたが、今をすぐやる、この融資事業団ができなくなるというおそれがあるので、すぐをやるというこ

とを私も主張したけれども、しかし、根本的には、北海道地下資源と一緒に統合する。同時に、地質調査所の八千万円のものも合わせて機構改革をさせたい。

ていく必要があるのではないか、こう
思います、それはどう考えています
か。

○川出政府委員 北海道地下資源開発

会社でございますか、これとの調整に
つきましては、今後も検討をしたいと
思っております。ただ、現在までも
検討を加えたところによります
と、北海道地下資源は、実は株式会社
でございます。全額政府出資でもな
いわけでございます。事業団は全額政
府出資の形式をとっておるわけでござ
います。その辺の調整につきましては
は、現実の問題としてなかなか厄介な
問題があるやに聞いておるわけでござ
います。なお今後の問題にいたしたい
と思っております。

それから事業団が、自主探鉱と申し
ますか、自分で探鉱をやるといふの
が、当初の鉱業審議会の答申の中でも
そうなっておりますし、やり方としま
しては、たとえば共同鉱業権者にな
る――先ほど田中先生の御指摘にな
りましたような場合、共同鉱業権者に採
鉱事業団がなるといふことも、将来は
考え得るかと思いますが、現在の法制
では、それはできないことになってお
ります。

○松平委員 それから海外地下資源開
発株式会社ですか、あれとこれとの関
係はどうなっているのか。これは対象
の鉱山は国内だけでいい。ところが
そのほかに日本では海外の地下資源開
発株式会社というものがあって、それ
も半額の政府の出資によってできてい
る会社なんですね。そこで将来のこと
を考えると、海外の探鉱というものと
国内の探鉱というものが分かれておっ
ていいかどうかということなのです。

これはよそでは、探鉱事業団というも
のは、国内と国外と両方やらせておる
というの、ほとんどその建前になっ
ておるのです。だとすると、将来はこ

れとの問題をやはり考えていく段階が
きやせぬかというふうに思いますが、
ついでに、今の海外地下資源開発株式
会社の活動というのは、どの程度行な
われておりますか。

○川出政府委員 海外地下資源開発株
式会社でございますが、これは法律に
基づくいわゆる特殊法人ではございま
せん。資本の半額を経済協力基金から
出してございまして、政府資金ではござ
いませぬが、政府の直接投資ではないわ
けでございます。従って、形式の上で
は普通の会社と全く同様でございます。
半分は、民間の鉱山会社が中心にな
って資本金を出しておるわけでござ
います。昨年の夏に資本金五億で発足
いたしました。本年に入りましてまた
増資の計画を持っておりますのでござ
います。

会社設立以来の活動をかいつまんで
申し上げますと、昨年、二カ月前ら
にわたりました。南米のボリビア、チ
リ、ペルーに会社から調査団を派遣
いたしました。詳細に調査をいたしま
して、数鉱山調査をしたわけでござい
ますが、現在、そのうち銅の鉱山を一
つ、鉛、亜鉛の鉱山を一つ、今後探鉱
に取りかかるかどうかという方針を決
定すべく、会社の内部で検討を加えて
おるわけでございます。いずれも相当
の探鉱費を要する鉱山でございまして
で、まだ結論が出ていないわけでござ
います。なお、三十八年度の計画とし
ましては、東南アジアを調査する計画
があるわけでございます。

将来、この探鉱事業団を海外開発会
社と一本にしたかどうかという御意見
でございますが、思想としてはそうい

う考えもあるかと思ひますが、ただい
ま申し上げましたように、一方は純然
たる民間会社であり、一方は半額出資
の政府機関であるという点がございま
すので、その辺は、現実の問題として
はむずかしいのではないかと私は考え
ておる次第であります。

○松平委員 それは、あれを初め政府
でやろうとして半額出資としたけれ
ども、うまくいかなくて、海外経済協
力の金を使う、こういうことになって
しまつて、純然たる民間会社じゃない
のだ。それから、初めからの考えも、
純然たる民間会社にするという考えは
なかった、そういう経路を踏んでい
るわけですね。そこで、始まつたばかり
ですから、無理を押しつける必要はない
けれども、この事業団の事業の範囲と
いうものを国内だけに限つておろし、金
がないからそうだけれども、しかし、
将来のことを考えると、考えとして
は、国内も国外もある程度融資をして
いくというふうなことが、私は必ず必
要になつてくると思う。だから、その
考えを持たなければならぬと思うので
すが、これは議論になりますから、答
えは要りません。

それからもう一つ、この中で、ほか
の金融機関に対して業務の一部を委託
する規定がございまして、それは手数料
を銀行に払わなくちゃならぬと思うの
ですが、その場合は、それだけ利息が
高くなるということになりますか。そ
のころのころは、利息との関係はどう
なるのか。

○川出政府委員 この規定を置いてご
ざいますけれど、実際問題といたしま
しては、他の金融機関に事務を委託す
る計画は、現在のところはないわけ

でございます。将来、探鉱事業団の事業
の内容が拡充されれば、場合によれば
そういう必要が起るかもしれないと
いうことで置いてあるわけでございま
す。実際問題としては、探鉱事業団の
仕事は、あくまで事業団でやるつもり
でございます。金融機関に委託する場合
も、たとえば非常に専門的な知識を要
する担保の問題でありますとか、ある
いは返済の手續の問題でありますとか
か、そういう専門的な知識を活用しな
ければならないような場合に考えてお
る次第でございます。従つて、それに
よつて融資の金利が高くなるようなこ
とはないと思ひます。

○松平委員 それから、これは貸付を
主としてやるのだけれども、付帯事業
というものがあつたけれども、付帯
業務というものは、どうしようもない
のを予想されますか。

○川出政府委員 調査は当然やらなけ
ればなりませんし、それから場合によ
りますと、中小鉱山に対する相談みた
ようなこともいたしたいと考えており
ます。コンサルタントと申しますか、
そういうことも考えておる次第でござ
います。

○松平委員 それから最後にお伺いし
たいのですが、今までの探鉱の効果と
申しますか、各社がやっておる探鉱の
効果というものは、実はここに自由化
に対する探鉱促進策か、これを読んで
みると出ていますね。そこで通産省の
当局としては、あれでやはり積算の基
礎のようなものがあつたんじゃないか
うかと思ふのだが、過去の実績から
いって、対象とする銅、鉛、亜鉛とい
うようなものについての探鉱は、今お
よそ予算の配分というか、貸付になり

ますけれども、それは銅にはどのくら
い、鉛にはどのくらい、亜鉛にはどの
くらいだといふようなことを、初め予
算をつくるときに、そういう数字の根
拠というものがあつたんじゃないか
かと思ふのだが、そういうものがあつ
たかどうか。あつたとすれば、何分の
一くらい銅だといふふうなことを策
得るものかどうかといふふうなこと
と、それから過去の実績から見て、こ
ういふことをやっていくならば、どの
程度のものか、やはり実績を例にして
言うならば、効果が上がるかというよ
うな、そういう効率というのか、そう
いうことも大蔵省との折衝の段階には
積算をしたんじゃないかと思ふのです
が、そういう見込みというのか、そう
いうものは立ててやっておられたのか
うかといふことです。

○川出政府委員 探鉱の効果と申しま
すと、これは非常に実態の把握が困難
な問題でございます。探鉱に投資をし
た資金の額の推定はできるわけでござ
います。それが、それによつて現実にと
れだけの把握ができたかといふことは、
具体的には実は非常につかみにくい。具
体的な事例につきましても、たとえば
内ノ谷鉱山に要した探鉱費は幾らで、
その結果幾らもののが負担額というよ
うな、そういう具体的な例はたくさん
ございまして、総体としては、い
くらかといふことは、非常に困難な問
題でございます。ただ、銅につきまし
ては、二十六年の当時の埋蔵量は、銅
分にいたしました九十万トンくらい
あつたわけでございます。それが十年
後の三十五年には、約百三十万トン
の埋蔵量が、これは確認されておるわ
けでございます。その間に九十万トン

らしい探掘をして、掘ってしまつておるわけでございますから、結局九十万吨掘つたけれども、十年後は、十年前よりは確認されておる埋蔵量はふえておる、これは探鉱の実績であつたわけでございます。なお、当時戦後自由化をいたしていないわけでございます。海外の価格と遮断をして、国内価格を高位に安定しておりましたので、自己資金で探鉱する余裕があつたわけでございます。これが自由化になりますと、当然海外価格にさや寄せし参りますので、その自己資金の負担がきつて困難になつてくる。従つて、探鉱融資を政府で考えなければならぬという事態になつておるわけでございます。

なお、予算作成当時の積算をいたしましては、先ほど七十億という数字を申し上げましたのですが、従来以上に探鉱を促進しなければ、自由化に対処して体質改善をしていくことがむずかしいだらう。環境は悪くなるけれども、従来以上に探鉱を促進しなければいけないという計数によつて案をつくつたのでございます。

○達澤委員長 田中武夫君

○田中(武)委員 時間も、次の小委員会との関係であまりなさそうですから、簡単に一、二御質問したいと思ひますが、実はわれわれも強く探鉱事業団ということを希望し、主張して参りました。それが、形は変わつて不十分ではあるが、融資事業団となつたわけですから、この間において、相当通産当局が努力をしたことは、われわれとしても敬意を表したいと思うのですが、この種の事業団法とか何とか基金法とかいふのは、一つのタイプがあつて、そ

こへごっそり入れてしまふわけなんです。違ふのは、目的だけが違ふ。あとと資本金の金額が違ふ。あとはこつち一つタイプの異なる。法制局、そのうですね。だから、法律の審議になると、興味がなない。今まで何べんもやつたのばかりなんだ。従つて、どこへ問題がくるかというところ、目的と業務方法書なんですよ。そうしてわれわれが知りたいことを申し上げたら、これは業務方法書でございまして、なるといふですね。そういう点で、私は、法制局もそれは一つのタイプに入れるのが一番簡単かも知れぬけれども、やはり物事にはそれに即したものが必要だと思ふのです。その例として、私があな

たを呼び出したのは、これはどこを聞かれるかわかつておるだらうと思ひますが、一つ聞きましようか。簡則です。三十三条、三十四条を見ます。『役員又は職員』となつておるでしよう。たとえば三十三条のは、三十条一項ですね。それから三十四条の一号から五号まで、実問題として職員が違反を犯すような事実が出てきますか。言ひましようか、たとえば、三十条の一の規定の報告義務、これは当然事業団の代表者に義務があるのです。三十四条の一号から五号までを見ました場合には、一号は、これは承認を受けなければならぬ、これは当然のことです。二号が登記だ。三号が業務の範囲、四号が余裕金の運用です。それから五号が大臣命令の違反ですか、こういうことで、どう見たときには、事務員、職員がひつかかることはないのです。これはしよつちゅう僕は言うところの、だ。ところが、そのまゝのタイプがずつと入つてくる。これはどの事業団

でも入つておるのです。どうです、それでしよ。検討してみても、この中から、『役員又は職員』となつておるけれども、職員がひつかかるという事項があつたら、一つ出して下さう。

○吉田政府委員 たいだいまの御質問は、もう数年来御指摘を受けたことがございまして、私どもも、事業団法なりあるいはその他の特殊法人法を審査いたします場合には、実態をいかにするかといふことについて従来苦慮いたして参つたところでございまして、この事業団につきましても、当然そのような点は検討いたしましたのでございまして、事業団の内部の職制をいたしまして、事業団の内部の職制をいたしまして、理事が代表権を持つておりまして、理事がその理事長の指揮を受けて業務を掌理するわけでございますが、さらにその下部におきまして、部長なり課長なりというものを設けて事業団の業務を遂行して参るわけでございます。その処理の仕方といひまして、たとえば第三十

条の報告を提出する事項については、これはたとえば四半期ごとに通商産業大臣に対して報告を提出するという義務については、総務部長なり、あるいは総務課長なりの職責として理事長、理事を通じてその権限が委任されるというところも、十分考えられるわけでございます。その点は、たとえば通商産業省内部におきまして、当然行政権限を行使すべき者は通商産業大臣でございますが、ここにおります。鉱山局長は、一定の行為について処理をして、それが国家の意思として外部に表示される場合もあるわけでございます。それと同様に、事業団の報告を提出する

という事務を総務部長が処理するといふことも、内部の職制いかんによつては考えられるわけでございます。このういふようなことが、第三十三条に ついても、また第三十四条についても考えられますので、職員を規定したわけでございます。もちろん、これは違反行為をした役員または職員とござい ますので、その職員につきましても、 はたして違反行為をしたかどうか、そ の違反行為といふのが、単に役員また は職員の手足として行為したというこ とではございせん、その違反行為を するに於いての實質的な権限を持つて、その権限を処理するにあつたので 意思決定といふことまで問題にするわ けでございますから、その規定によつ て処断せられる職員の範囲といふもの は、おのづから限定されて参ると思ひ ますが、今申し上げましたように、内 部の職責の委任によりまして、職員が こういう事務を処理するといふことも 考えられないことではないと思ひます ので、さういふ規定にいたしましたわけ でございます。

○田中(武)委員 同じような答弁を何回も聞いておるのです。たとえば登記の問題にしても、登記の義務者は依然理事長である。しかし、その総務部長なり庶務課長が、そう言われておるのに、登記所へ行く途中でさぼつておつて二週間の期間を過ぎた、こういうときにいふようなことも言うておるのです。これは一々考えてみたら、きつめて詭弁なんです。今あなたのおっしゃることも、やはりこれは内部の業務命令の問題だと思ふのです。しかも、故意をもってやろうとするならば、これは刑法の問題になると思ふ

のです。書類をつくる者が故意に偽りのものをつくつて、それを役員が提出したという場合に、これはこれがなくても、別の問題だと思ふのです。だから、きょうはこれ以上言ひません。事業団法に反対しておるのなら、こちらでこれだけでございますけれども、反対じゃないのだから、一つちよつといふ少し違つたものを考えなさい。いつも同じことを聞かれて、おろおろといふのはだめじや。そういうことによりまして、局長に聞いてもこれはすべて業務方法書だ、こうく融資条件ですね、どう考えておるか、こうなつたときに、ある程度この間から答えられておるが、あとは業務方法書だ、こうくる。だから、業務方法書といふのは、もちろん法人ができて、そうして役員がきまつてからつくるわけ、それで大臣が認可するわけです。しかし、一応その基本となるべきものをあなた方は持つておられると思ふが、聞くところによると、この融資条件にいたしまして、たとえば三年据え置きで七年の月賦ですか、そういうふうな考えておられるのですか、そうじゃないのですか。私の言わんとするの、先ほどちよつと松平さんも触れましたが、利子のつかない金が二億円、六分五厘の利子がつかないのは十三億円、従つて、六分五厘以上の利子をとらなければいけない。従つて、今では七分五厘を考えておる、こういうことなんです。それから私が言わんとするのは、これは第一次産業なんです。そうすると、農林漁業と同様な金融的条件を考えるべきじやないかと思ふ。そうでなければ、これはいわゆる第二

次、第三次産業のような資本金の回転の早いと同じように考えたら、この事業団は成り立ちません。従って、これはまあ予算折衝の段階でしょうが、利子のかからない金を多くする。そうして長期かつ低利、考え方の基礎はやはり一次産業であるという上に立って農林漁業と同じような条件——まあそこまでのいかなくともいいが、それくらい条件をとるという考えでなくちゃならないと思うのです。いかがでございますか。

○川出政府委員 私先生のお指摘のような考えには賛成でございますが、何にいたしましても、長期かつ特に低利の問題を解決いたしますためには、資金の質の問題がございまして、これは現在の資本金並びに借り入れの割合では、七分五厘が精一ぱいではないかということをお願いするわけでございします。

○田中(武)委員 それは、現在の予算段階においていろいろと苦勞せられることは、私は知っています。精一ぱいのことはわかる。きょうは、都合で来てもらってないけれども、これは大蔵大臣あたりに十分頭に入れてもらわなければいかぬと思うのだが、これはあくまで第一次産業であるということ。一次産業に対する融資は、やはり今までの例にならった考え方でやつてもらわぬと困る、そういうことが一つ。

いうようなものがあれば見せてもらった方が、質問なんかするよりかいいと思うのです。

それから、先ほど海外資源開発株式会社が展開されておるが、そういう海外資源開発株式会社、この融資事業の対象になるかならないかという議論が、これは国内だけの、こういう議論があったように思うのです。しかし、私、法律から見たら、必ずしも海外を適用外に置いておるとは考えられないのですが、結局は、これも業務方法書になるわけですから、そうでしょう、適用外だとは言えないでしょう。国内に限るとは書いてないでしょう。

○川出政府委員 法律上の問題は、私、そこまで実は気がつかなかったわけでございますが、国内の鉱山に対する融資ということで考えて参りました。

○田中(武)委員 先ほど松平委員も言われたようなこともあるので、これは法律上では、国内に限るとは解釈が出てこないのです。だから、業務方法書でそういうことも将来考えていく——吉国さん、国内に限るという解釈が出る場所がありますか。

○古国政府委員 この法文の規定から直接に国内に限るといふことはどうもないと存じますが、ただ、この法案を制定いたしました担当の通産省の気持といたしましては、第一条に目的が書いてありますが、そういうようなところから考えまして、国内の優良鉱物資源の確保をはかるということに重点があったというところであろうと思ひます。

○田中(武)委員 法律ができて解釈する

る場合に、立法上の意思ということ尊重することが必要です。しかし、あなたが今言うのは、国際競争力の強化云々というようにことから反射的に出てくる、こういうことじゃないかと思うのですが、法律では記述していないでしよう。従って、将来の業務方法書の問題として考えていくべきではないか、こういうふうにして申し上げておるのです。

それから前の金曜日ですが、この法案について多賀谷委員が質問したときに若干問題が出ておりましたが、製錬所の問題です。これは企業局長がいなくて、立地政策課長が見えておるそうです。今度出する工業立地調整法というものは、どんな法律なんですか。それは、たとえばこういうことで、どんな製錬所をつくったときに、特に片寄つてしまふというようなことも考えられるわけですから、そういうようなことについて、調整法ではどう考えておられるか。それからまた、あなたの担当ではないが、まだふらふらしておるけれども、国際競争力強化法、今日では特定産業振興法になっておるのですが、それに非鉄金属ということ、鉱産物が前にあるから、この一条に、国際競争力云々があるんだね。そういうような関係はどうなんだ。

○廣瀬(正)政府委員 特定産業の臨時措置法につきましては、ただいま御指摘のように、まだ政府部内におきまして案が確定していないわけでございます。して、ただいま考えております案につきましては、別途にいわゆる特定産業の候補ともなるべき産業の種類を列挙いたしましたということを考えております。

すけれども、現在のところは、ただいま御指摘の企業につきましては考えていないのでございます。検討中だということになるわけでありまして。

○田中(武)委員 だから、調整法はどうなるんですか。

○馬場副委員長 ただいまお話のありました工業立地調整法案、現在われわれの方で一応の案をまとまして、各省と調整中でございまして、まだ最終のでき上がりになっておりません。一応通産省の方で考えております考え方だけをご申上げますが、これは特定の地域の工業立地調整をやるという趣旨でございまして、具体的には、今のところ考えておりますのは、いわゆる四大工業地帯、その周辺というあたりを具体的に対象に考えたいという考え方でございます。その地域における工業の立地調整をやるわけでありまして、その場合の工業という中に、ただいまお話の出した製錬所を含みますかどうか、これはある程度実態の問題でありますので、たとえば国内の鉱山に付設してございまして製錬所の場合と、輸入鉱石等を扱います独立の製錬所の場合と、立地的に見ますと、若干状態が異なると思ひます。その辺のところをもう少しその地域における実態をよく勉強いたしまして、この法案の対象にするかどうかということをお考えを参りたいと思ひます。

○田中(武)委員 今まで山でとれたものをそこで製錬する、その製錬だけを専業とする、これは国内のもの、及び海外のもの、今後海外も相当量がふえてくる。ことに日本のいわゆる海外資源開発株式会社の手によつて、これらのものが出てくるだらうと思ひます。

そうすると、やはり山をおりるという可能性が強いのです。そして臨海工業地帯に乱立するといひますか、林立すると思ひますか。そういう点もありませんから、もちろん通産省内部にいて十分に各部署とも連絡あつてのことだと思ひますけれども、そういうことも、法律をつくる前に十分に検討し、企業局、鉱山局も十分そういう点をにらみ合わせて、あとで変なことになるまいような方法をやつてもらいたい。それが一つ。

もう一つは、僕が聞いておるのは、融資条件としては三年据え置き、七カ年の年賦というふうなことが、そういうこともございましていいか、そうならば、五年据え置き十年とか——そこまで資金及び出資金の関係でできないかもわからぬ。しかし、考へ方はあくまでも農林金融と同じような長期、低金利ということをする範囲内において努力してもらいたい。

それからさらに、先ほど言った海外の方も、今後は検討していく、みづからも探鉱するというようなことについて、直ちに必要はないとしても、私は検討してもらふ必要がある。そういうふうないろいろの注文、あるいはまた、もう一つはつきりしないけれども、補助金——補助金ですか、それは補助金をもらふからこの対象にはなるのか、ならないのか、こうなると、なるような、ならないような御答弁なんです。その点なんかもつきりしてもらいたい。それから融資のなかに五〇%、半分自己負担であつて半分融資してやろうという考え方、もう少し歩合を七〇とか八〇に上げていくとか、いろいろ問題があります。問題と

いうよりか、要望です。これはすべて業務方然書を作成するとき、あるいは政令のときに必要なものでありますので、法律からは、先ほど言ったように、一つのフォームがあつてはね出すようなものから、あまり興味も感じません。だから、業務方法書あるいは政令指定のときに、あとでいろいろ要望申し上げたいと思ひます。

○松平委員 ちよつと田中委員が質問した中で、一定のフォームに基づいてつくつてゐるから気に入らないと言われたが、そう言われてみると、附則の第二条もおかしいと思ふんだね。それができないのに、理事長、監事を指名しちゃうんだね。そのほかに、設立委員を任命して、普通だったら、設立委員を任命して、そこで理事長なり監事なりを任命して、それを通産大臣が承認するということがあつたやないかと思ふんだね。それは、やはり理事長、監事、理事は任命しちやつて、そのほかに設立委員というものは任命する。設立委員の中には、理事長、理事やなんかは入つていないのですか。

○吉田政府委員 ただいま御質問の第一点の「理事長または監理となるべき者」を通産産業大臣が任命するといふ点についてでございますが、これは本来本則の第十条の理事長、監事の任命権は通産産業大臣が持つておりまして、その通産産業大臣が設立の段階において任命いたしました者が、新たな事業団の理事長、監事になります。本則の第十条とあわせて通産産業大臣が任命権を持つたということでございます。この点は、附則の第二条第二項に、事業団が成立したときにおい

て指名された者が本来の理事長または監事に任命されたものとするという規定を置いてゐるわけであります。御質問の第二点は、實際問題でございますので、私から申し上げますのは何でございますが、設立委員の中には、従来の例でございますが、事業団の理事長となるべき者に指名された者が、大抵は入つております。

○松平委員 それは逆じゃないですか。設立委員を任命して、設立したら、理事長や監事は、任命は大臣になつておるけれども、だれがいいか、これがいかにというのをきめて、それから推薦したり、事務的な手続をするというところが、この設立委員じゃないかと思ふんですが、その前に理事長やなんかはきまつてゐるの。

○吉田政府委員 ただいまの問題でございますが、まさに設立の準備の手続そのものは、附則の第三条の設立委員が実施いたします。ただ、設立委員が設立の準備を完了いたしましたときに、理事長となるべき者がきまつておりませんと、実は事業団ができませんと理事長の任命がないわけでございます。その事業団のきまつたのは、設立の登記をすることによって成立するといふ段階になつております。設立の登記をするまでの間に事業団の理事長となるべき者といふものがきまつておりませんと、理事長となるべき者に設立委員が事務を引き継ぐということができないわけでございます。従ひまして、設立委員が設立の準備を完了したすわけでございますけれども、事業団の理事長となるべき者を同時に並行的にきめておきまして、これは実は事

実問題でございますけれども、事業団の設立の準備が完了いたしましたときに、すぐに事務を引き継いで、理事長となるべき者が設立の登記をするといふことになるわけでございます。それによつて初めて事業団ができるというふうな順序になつておりますので、従ひまして、理事長として発令いたさないで、理事長となるべき者で発令いたしておるといふのが、このやり方であります。

○松平委員 あなたの言つてゐることがよくわからないんだけれども、指名されるのは通産産業大臣が指名するんだけれども、それは設立委員を任命するのと同時に同じ日にやるのですか。どっちが先になるのですか。

○吉田政府委員 これは、いずれが先でなくてはいけません。設立委員ではないと考へております。設立委員だけで、理事長となるべき者を設立準備委員に入れない場合には、設立準備行為にかかつてゐる過程におきまして、理事長となるべき者を指名することもあつて思ひます。

○松平委員 そのときは、どういふ辞令を出すのですか。事業団の理事長となるべき者といふやうな辞令を出すのですか。

○吉田政府委員 今御発言になりました通りでございます。なるべき者として指名いたしております。理事長そのものではなくて、理事長となるべき者として指名いたしております。

方がいいというやうな、そういう機構でございます。入れる場合もございします。従来の事例でございますけれども、ただ入れなければならぬといふふうにはなつておりません。

○松平委員 そこで、こういう事業団のやうなものの設立の仕方ですね、法律に書いてあるからといって——法律にするかどうかはこれからきめるんだから、そういうやうな考え方ではないですか。全額国庫負担であつても、やはり設立委員といふものを任命して、その中で手続を済まし、その中で理事長となるべき者を大抵選定するとか何とかして、それを大臣が任命するといふことが、普通一般行なわれてゐる手続じゃないかと思ふんだけれども、そういう一般の手続を特にここで否定して、そうして新たなやういふ手続で設立させるというところは、一般の法制上の建前、あるいは今までの習慣、そういうものからいって、これは正しいと思ひますか、どうですか。

○吉田政府委員 いろいろな法人の設立の手続に關連いたしますが、たとえば中小企業協同組合法によります事業協同組合を設立するといふ場合は、これをいけば社団でございますので、社団を構成しようといふ者が相寄り相集まつて組織を定め、またその組織を動かすべく理事長なり理事なりを定めるといふことになつてゐると思ひます。

この事業団は、法人としてはどういふ性格のものかと申しますと、全額政府出資によりまして一定の財産が拠出せられるわけでございます。その財産を中心として一定の業務が営まれますといふ、いわば財団に屬するものでござ

いますので、この財団の設立についての手続については、これは本来的には、その財団の基本財産たるべき資金を拠出する者は、民法でございまして、寄付行為によつて定めるといふやうなたぐいでございします。この意味で、事業団の設立については、本来は國が全部設立の準備を行なうべきが建前でございます。しかし、このやうな事業団の場合には、國が設立委員を命じまして、その設立委員の中に、おおむねの場合には事業団の理事長となるべき人も入つておられますが、そのほか、關係の行政機關、また業界と申しますか、この場合でございしますれば、金属鉱物の探鉱の事業を行なうやうな団体の代表者であるとか、そういうやうな人をもちまして設立委員として選出されて、その設立委員の合議によつて事業団設立の事務を処理させるという建前になつております。その場合に、ただいまの松平委員のお話でございますが、設立委員が事業団の理事長または監事を選任したらいののではないかと申すことは、實際問題として、十分にその方面の意見も通産産業大臣が聞いた上で、理事長または監事となるべき者を任命することに相なつて思ひます。

これは事業団の設立後において、第一回の役員任期が満了して、次の役員を選任するときに、實際問題としてきよに処理されることが多いかと思ひます。であります。法律の建前といたしましては、設立者たる國を代表する通産産業大臣が、理事長と監事は任命する。その理事長が、あとの内部の理事、それ以下の職員を任命するといふのが、財団たる全額政府出資の法人の

組織についての建前というふうに考えておられます。

○田中(武)委員 言うことはわかるのだよ。ともかく法律が出ないのだから、そのときまでは理事長がないというところはわかるのだ。

同時に、附則の三条三項に理事長たるべき者に引き継がねばならないということがあるから、必ずしも準備委員の中に理事長たるべき者が入っても、入らなくてもいいことはわかるのです。ところが、二条にこういう規定を置くから、かえってわからなくなってしまうのだ。附則二条の一項と二項を読んでごらんさい。またちょっとおかしいなということになるのです。これをほんとうに言うなら、二条一項は、「となるべき者を指名する」としなければならぬ。そしてあとがおもしろいのです。「事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。」こういうのがある。こういうのが一つのタイプとなって、何も検討せずにばっばとはめていく。法律のプロダクションというのかね、ともかく一つのオートメーション化しておるようで、ずっと法律をつくっていくのだ。だから、一つ一つ読んだからおかしなことが出てくる。何回も言うことだけれども、原局にあまり法律のことを聞いたって、詳しいことは知っていないので、やはりあなたの方で考えてもらわなければいかぬですよ。一条一条見たらおかしい。一つの型があつて、法律のマスプロなんですよ。オートメーション化でばつと型に合わせて、目的だけ変えて、あとは同じだ。そういうことが一番手っ取り早い

といえましょうかもしないけれども、一つ一つについて議論をしておると、前の通りがいいということになるかもしれないけれども、今度も注意してやってもらわなければならぬことを要望しておきます。

○吉国政府委員 ただいま立法の作業についていろいろお示しをいただきまして、よくその点は研究いたして参りたいと思います。

同じ特殊法人にありまして、やはり従来の例でございましていろいろな型がございまして、それはそれぞれの事業団なり、あるいは協会なり、また公庫、公団といういろいろな名称がございまして、そういうものにつきまして、その業務がいかに行なわれるべきであるか、その業務を行なうための組織がいかにあるべきかということとを、それぞれ担当の原局が検討いたしました。その検討いたしました案が私どもの内閣法制局に参りまして、その説明が合理的であるかどうかということとを逐一判定いたしました。内閣提出法律案として国会に出しておるわけでございまして、単に一つの型を取り入れておることは決してないわけでは、問題になるものもございまして、ならば、今後十分検討して参りたい、かように考えます。

○達澤委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明後十五日、金曜日、午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十分散会

昭和三十八年三月十八日印刷

昭和三十八年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局